

山武市商店等リフォーム助成事業補助金申請の概要

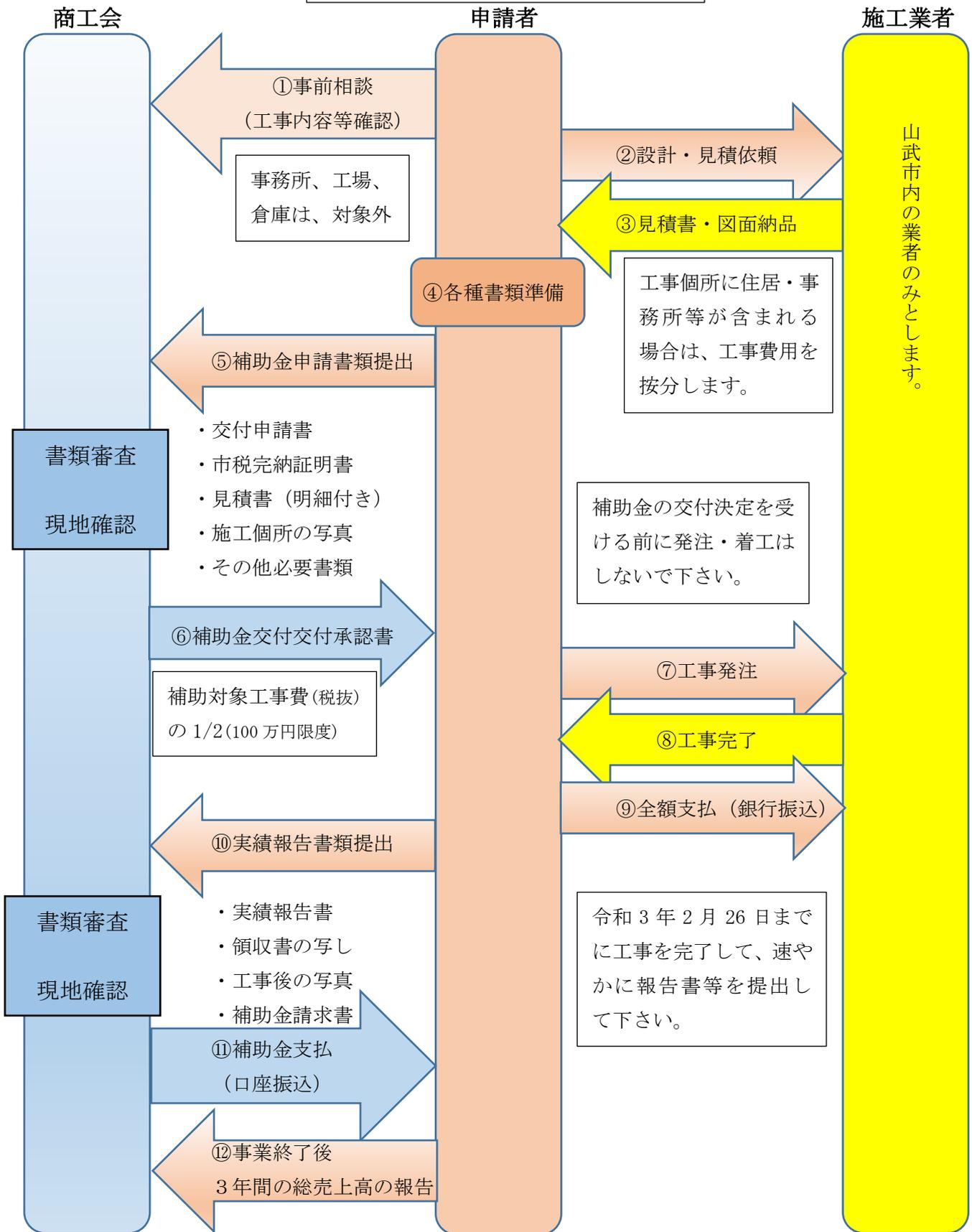
山武市商工会では、山武市の補助により、地域経済の活性化を目的に、市内の商工会員を対象に、「店舗等のリフォーム」や同時に「店舗等で使用する備品の購入」を行うことに対し、その経費の2分の1以内（上限100万円）を補助します。

項目	内 容
対象者	山武市商工会員で次のすべてに該当する人 ①山武市に住民登録がある個人の方、または、山武市に法人開設届けを提出している法人。 ②食品衛生法や建築基準法等、関係法令に違反していない人。 ③市税の滞納がない人。
対象店舗等	①市内で自ら所有し営業している店舗等 ②市内で賃貸契約等により借りて営業している店舗等（※1） ☆事務所・作業場・工場等は、対象となりません。
対象業種	各種商品小売業 飲食サービス業 生活関連サービス業等
対象工事等	市内の施工業者及び販売業者を利用し、対象業種の店舗等を改善するための改装（リフォーム）や、同時に店舗等で専ら使用する備品の購入を対象とします。 ☆店舗等から離れた工事・備品等（塀・看板・照明等）は対象となりません。 ☆備品の購入のみは、対象となりません。
補助金額	◎リフォーム工事費用のみ 20万円以上（税抜き）で、2分の1以内を補助します。 ◎リフォーム工事費用と備品の購入 工事費用と同額以下の備品購入費の合計金額の2分の1以内を補助します。 例）工事費50万円、備品購入費80万円の場合 $(工事費50万円 + 備品購入費80万円) \div 2 = 65万円$ ☆算定した額の10,000円未満は切り捨てた額となります。
補助限度額	1事業者の補助金は、上限が100万円で、1回限りとします。
令和2年度 受付期間	7月29日（水）午前9時から受付を開始し、予算に達するまでとします。 （但し、7月29日受付分は有効とし、予算額を超えた場合は、補助率を按分し上限を変更します。）
その他	工事・備品の購入は、承認決定を受けてから行って下さい。 申請書受付後、現地調査を行います。 他の補助金等の併用はできません。 事業終了後3年間、事業の効果を確認するため、総売上高をご報告して頂きます。

※1 事前相談の上、商工会で申請書をお受け取り下さい。

※2 賃貸契約書の写し及び工事を伴う場合は店舗所有者の同意書が必要となります。

商店等リフォーム補助の流れ



※上記の流れは、通常の流れです。事業内容、工事内容等によっては、別途必要な書類がございますので、必ず事前相談をお願い致します。

(山武市商工会 ☎0479-86-5147)